

議案第 13 号

北本市子ども医療費の支給に関する条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

北本市子ども医療費の支給に関する条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市子ども医療費の支給に関する条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(北本市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市子ども医療費の支給に関する条例（昭和 48 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった者

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 受給資格者は、この条例によるこども医療費の支給を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「前年」を「当該所得のあった年」に改める。

第6条第1項中「から次に掲げる自己負担額を控除した」を「に相当する」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第1条中北本市こども医療費の支給に関する条例第3条の改正規定及び同条例第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定並びに第2条中北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市こども医療費の支給に関する条例第2条第1号及び第2条の規定による改正後の北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。